社會局

財團法人協調會

右ノ文書ハ原本ト相違ナキモノナルコトヲ證明ス

(四)

海洋統一協會

一、参考

右ハ昭和九年十月十二日大阪地方ニ於テ(三)ノ海上労働組合ニ於テ

モ係ル事ヲ目的トシテ実業労働会館ノ海運従業者総同盟ノ

審判請求ヲ日本労働争議調停法ニ依ルモノトシテ調

査方ヲ依頼セルモ協議ノ結果之ヲ取下ゲ本年十月十八日付私信

ヲ以テ之ヲ受理セシメ全日本海員組合長宛送付

城

法人協調會